特定随意契約による役務の提供について (事前公表)

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の 規定による随意契約を締結しようとしているので、奈良県契約規則(昭和39年 5月奈良県規則第14号)第16条の2第2項の規定により、次のとおり公表し ます。

令和5年3月14日

奈良県中和公園事務所長 岡 憲司

- 1 契約する内容
 - (1) 役務の名称

令和5年度 馬見丘陵公園 (緑道エリア) 管理業務委託

(2) 役務の規格・数量等

県営馬見丘陵公園・緑道エリア4.2haにおける下記業務の実施

- ① 公園施設の維持管理、清掃に関する業務
- ② 植物管理(除草、集草等)に関する業務
- ※詳細は、「馬見丘陵公園 (緑道エリア) 管理業務委託仕様書」のとおり 【上記仕様書は見積提出期限まで中和公園事務所において公表します。】
- (3)履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

2 契約の相手方の選定基準

次に揚げる者であること

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定するシルバー人材センター連合又はシルバー人材センター

- 3 契約相手方の決定方法
 - (1)上記2の基準に該当する者で期限までに有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の範囲内の価格で最低価格を提出した者を契約の相手方とします。
 - (2) 最低価格となる額を2人以上が提出した場合、くじにより契約の相手方 を決定します。
 - (3) 予定価格の範囲内の価格を提出した者がいない場合には、入札執行の例 により相手方を決定します。
 - (4)(3)によっても決定しない場合は、不調とします。

- 4 見積書の提出期限及び提出先
 - (1)提出期限

令和5年3月27日(月)16時まで

(2)提出方法

郵送(提出期限必着)もしくは持参

(3) 提出先

住 所:〒636-0062 北葛城郡河合町佐味田2202

宛 名:奈良県中和公園事務所長

- (4) その他
 - ①見積書には上記2の基準に該当する者であることを明らかにする書類を 添付してください。
 - ②次の場合には当該見積書が無効となりますのでご留意ください。
 - ア. 上記2に該当しない者が提出した見積書
 - イ. 記名押印を欠く見積書
 - ウ. 重要な文字の誤脱等により必要な事項が確認できない見積書
 - エ. 価格を加除訂正した見積書
 - オ. 開封に際して、公正な開封の執行を害する行為があったと認められる場合
 - カ. ①の書類が添付されていない見積書
- 5 契約事務を担当する部局

奈良県中和公園事務所 公園課

住 所:奈良県北葛城郡河合町佐味田2202

電 話:0745-56-3851

- 6 暴力団排除条例に伴う留意事項
 - (1) 決定後、契約締結までの間に、決定者について次のいずれかに該当する 事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。
 - ① 決定者の役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含みます。)、支配人及び支店又は営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。)の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」といいます。)第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。)であるとき。
 - ② 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

- ③ 決定者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ④ 決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は 便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力 し、又は関与しているとき。
- ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員 と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」といいます。)に当たって、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- ⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(⑥に該当する場合を除きます。)において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (2) 契約締結後、契約者について(1)の①から⑦までのいずれかに該当する 事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は 暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県 に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を 解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しな ければなりません。

なお、(1)の①、③、④及び⑤中「決定者」とあるのは、「契約者」と 読み替えるものとします。

7 公契約条例に関する留意事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項等を理解した上で受注すること。

- (1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- (2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。 ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。) 以上の賃金(労働基準法第11条に規定する賃金をいう。)の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者(同法第3条第4項に規定 する任意継続被保険者を除く。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者(同条に規定する70

歳以上の使用される者を含む。)の資格の取得に係る届出を行うこと。

- エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の 規定による届出を行うこと。
- オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- (3) 本業務の一部を、他の者に請け負わせようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

8 その他

本契約は、令和5年度奈良県予算の成立を前提としており、本契約に係る 予算が成立しない場合は、手続きの停止等の措置を行う場合があります。そ の場合、奈良県は、手続きの停止等によって生じた損害を賠償する責任を負 わないものとします。

以上

馬見丘陵公園(緑道エリア)管理業務委託仕様書

この仕様書は奈良県馬中和公園事務所長(以下「甲」という。)と、当業務受託者(以下「乙」という。)とが締結した馬見丘陵公園(緑道エリア)管理業務委託契約書に基づく馬見丘陵公園(以下「公園」という。)にかかる管理業務の基準を定めるものである。

1. 業務内容

(1) 乙は、主として除草・清掃管理を行う(以下「作業班」という。)。その業務範囲は、公園の緑道エリア 4.2 haとする。

2. 履行期間

令和5年4月1日~令和6年3月31日

3. 報告

- (1) 乙は、業務日誌により甲に報告すること。
- (2)業務中に異常を発見した場合は、直ちに安全確保の観点から臨機の措置をとるとともに、速やかに甲に報告する。

4. 業務

乙は、甲と打合せを行い、公園の緑道エリアの維持管理、清掃及び植物管理と、 これらに関連する次の業務を行う。

- (1) 公園施設の維持管理、清掃
 - ・園地(園路、芝地、植え込み地等)のゴミ・落葉拾い、掃き掃除及びそれらの 指定場所への集積
 - ・池、側溝等の泥上げ及び指定場所への処分
 - ・あずまや、ベンチ、標識等の拭き掃除
 - ・その場でできる簡単な小修繕

(2) 植物管理【別表】

- ・園地(芝地、草地、植え込み地等)の人力抜根、除草及びそれらの刈草等の 園内指定場所への集草・運搬(別途業者委託の除草による刈草を含む)
- ・花壇の植え付け、灌水、施肥等
- ・植え込み・生け垣の灌水、施肥等
- ・一部樹木の剪定・伐採等(軽微なもの)

5. その他

- (1) 園内での作業車両の使用に際しては、「作業中」看板をフロントに掲示し、最徐行 (時速10km以下)での走行を厳守すること。クラクションを鳴らすことを含 め、恐怖心を起こさせないこと。車両の進路を変える場合は、方向指示器を確実 に作動させること。
- (2)機械除草作業時には飛び石防止の措置を行い、来園者の安全を確保すること。
- (3)除草剤を使用する際は甲と協議し、来園者が触れない園路や縁石に限定すること。
- (4)業務を遂行するにあたっては、来園者を最優先した業務手法とすること。
- (5) 発注者は本業務にかかる事故・恣難等について一切の責任を負わない。
- (6) 建物、工作物、その他に対し損害を与えた場合は受注者の負担とする。

【別表】

業務	業務の内容・面積・回数
園地清掃	園地の清掃作業
	面積:0.875ha 回数:7回/年
人力抜根	芝地・園路際の雑草抜き及び低木植え込み地の除草作業
	面積:0.50ha 回数:3回/年
機械除草 (肩掛式)	別途業者管理委託エリアの補完及びそれ以外の指示する区域
	面積:0.50ha 回数:4回/年
集草	別途業者管理委託で除草した刈草及び乙が除草・抜根した
	刈草の集草業務
	面積:0.86ha 回数:7回/年
積込・運搬	別途業者管理委託で除草した刈草及び乙が除草・抜根した
	刈草の積込及び園内の指定場所への運搬業務
	面積:0.86ha 回数:7回/年

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

- 第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。 (秘密の保持)
- 第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この 契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を 達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、減失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、減失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

- 第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された 資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務についは自ら行い、第三者にその 取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、 若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、 又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。 (取扱状況についての指示等)
- 第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、 必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。 この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における場合)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、 速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

- 第 12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第 三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべ き事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。
- 2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又 は損害賠償の請求をすることができるものとする。

公契約条例に関する遵守事項(特定公契約以外用)

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を 自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。)以上の賃金(労働基準法第11条に規定する賃金をいう。)の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者(同法第3条第4項に規定する任 意継続被保険者を除く。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者(同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定 による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届 出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行 に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、 この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。